

令和4年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年3月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和4年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	議事参与の制限
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
	○	山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度

第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年3月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 00 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 14 番 櫻井 信夫 委員 15 番 姉崎 幸男 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 令和5年度農業委員会業務計画及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について
5		その他 閉会宣言 16 時 50 分

令和4年度 第12回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第12回魚沼市農業委員会総会は、令和5年3月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号8番中澤正規委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会副部会長（大家市衛委員）

第3部会も部会報告はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告する事項はございません。

広報部会会長（星 美喜雄委員）
広報部会も特に今日はありません。

議 長（上村会長）
それでは、日程1 報告事項、会務・部会報告それぞれ終わりました。内容について質問等、ご意見がある方はご発言をお願いいたします。
（特になし）
特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）
日程第2 議事録署名委員の指名について、会議規則第14 条に掲げてありますので、議長に指名を一任願えますでしょうか。
「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、議長より指名させていただきます。まず、議席番号14 番櫻井信夫委員及び議席番号15 番姉崎幸男委員の両名を指名いたします。

農地法第18 条第6 項の規定による届出について

議 長（上村会長）
続いて、日程第3 報告第1 号農地法第18 条第6 項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）
議案書の3 ページをご覧ください。
日程第3 報告第1 号農地法第18 条第6 項の規定による届出について、今月は9 件、18 筆、10,913.00 m²の届出がありました。解約の理由は、貸借人への売却、第三者に利用権設定、農地転用となっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）
報告第1 号につきましては、事務局の報告のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
（特になし）
特になさいますので、報告第1 号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は23件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。整理番号10番・11番・12番・13番・16番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定3件の合計6件です。

整理番号1番につきましては、議事参与の制限により小岩委員は退席をお願いします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号1	申請地	*****	畑	163.5 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢になり自身で耕作することができず経営規模を縮小するため、この度、譲受人と売

買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

議案第1号の整理番号1番につきまして採決を取らせていただきますが、その前に事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番ですが、この件につきまして3月19日に**さんに電話しまして、大塚推進委員と**さんと3人で現地を確認しました。現地は雪のため中は見えなかったんですが、去年まで**さんが耕作をしているということでございますので、何ら問題はないと思います。

議長（上村会長）

それでは、整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

事務局（森山係長）

整理番号2	申請地	*****	畑ほか2筆	合計 682 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は市外に居住し、耕作ができないことから所有農地の買い手を探していたところ、譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3	申請地	*****	田ほか2筆	合計 6,317 m ²
	貸出人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定		*****円/10アール

申請の理由は、農業経営を新たに行うためです。譲受人は稲作農業の承継と移住・定住に向けた関係人口の拡大のため募集された地域おこし協力隊に着任し、農業に携わってきました。この度、本格的に農業をしたいという希望から自宅近くで農地を探していたところ、市外に住んでおり、また高齢で耕作ができないため耕作者を探していた貸出人との賃借契約の話がまとまったことから、申請があったものです。借受人は大型機械を所

有しており、意欲的で経験年数もありますので、効率よく耕作していくものと考えます。

整理番号4番・5番・6番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権再設定です。

以上、整理番号2番から6番まで議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号2番以降、事務局の説明が終わりました。引き続き地区担当委員の調査・報告をお願いいたします。

菰澤芳子委員

整理番号2番ですが、3月23日に高橋推進委員と**さんのところに行き、話を聞いてきました。内容については事務局の説明のとおりです。現地確認は雪のためできませんでしたが、周りに迷惑をかけないようにやっていくということでした。櫻井さんは長岡ということで、電話で確認をとりました。問題はないかと思えます。

姉崎幸男委員

整理番号3番ですが、3月17日、**さん・**さん両名に電話をして事実の確認をいたしました。譲受人の**さんは事務局の説明のとおり、地域おこし協力隊として農業を頑張っている方なので、問題はないと思えます。

議長（上村会長）

それでは、それぞれ事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種別ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定賃貸借権の整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定使用貸借権に係る整理番号4番・5番・6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで、異議なしと認め許可いたします。

事業計画変更承認申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号事業計画変更承認申請について議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号事業計画変更承認申請について、今月の申請は5件です。なお、整理番号1から整理番号5までは土地の所有者が異なるため、5件の申請になっておりますが、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	1,290 m ²
	申請人	*****		
	当初計画目的	排水ポンプ場建設工事に伴う現場事務所及び工事作業用地（一時転用）		
	変更事由	工事計画期間の変更が必要となったため		
整理番号2	申請地	*****	田	222 m ²
	申請人	*****		
	当初計画目的	排水ポンプ場建設工事に伴う現場事務所及び工事作業用地（一時転用）		
	変更事由	工事計画期間の変更が必要となったため		
整理番号3	申請地	*****	田	147 m ²
	申請人	*****		
	当初計画目的	排水ポンプ場建設工事に伴う現場事務所及び工事作業用地（一時転用）		
	変更事由	工事計画期間の変更が必要となったため		
整理番号4	申請地	*****	田	62 m ²
	申請人	*****		
	当初計画目的	排水ポンプ場建設工事に伴う現場事務所及び工事作業用地（一時転用）		
	変更事由	工事計画期間の変更が必要となったため		
整理番号5	申請地	*****	田	52 m ²
	申請人	*****		
	当初計画目的	排水ポンプ場建設工事に伴う現場事務所及び工事作業用地（一時転用）		
	変更事由	工事計画期間の変更が必要となったため		

申請地は、令和2年8月24日付け魚振農第207003号で排水ポンプ場建設工事に伴う現場事務所及び工事作業用地を目的に令和5年3月までの転用許可を得ましたが、今後も工事が継続され、令和5年度は申請者が工事を受注したことから、工事計画期間を令和6年3月31日まで延長する

旨の事業計画変更の申請があったものです。なお、事業全体の終期につきましては令和8年3月まででありますので、令和6年度以降は工事受注業者が申請予定となっております。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。特に地区担当委員の方につきましては事業計画の承認ということで報告は良いです。

それでは、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第2号事業計画変更承認申請についての整理番号1番から5番まで、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

整理番号2及び整理番号3は土地の所有者が異なるため、2件の申請になっておりますが関連がありますので、一括して説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	畑	52㎡
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	工場敷地		
	転用目的	工場敷地		
	判断理由	申請地の300m以内に魚沼田中駅があるため		

申請地は**地内の農地です。前所有者が亡くなり、相続人不存在のため、譲渡人が相続財産管理人となり、審判により譲受人への売却が許可され、申請地及び建物を所得し利用するため、申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号2 申請地 **** 田 64.04 m²
農地区分 農用地区域
権利種別 賃借権設定
貸出人 ****
借受人 ****
申請概要 送電設備立替工事（一時転用）
転用目的 送電設備立替工事用地（一時転用）
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため

整理番号3 申請地 ****ほか5筆 田 合計 26.97 m²
農地区分 農用地区域及び第1種農地
権利種別 賃借権設定
貸出人 ****
借受人 ****
申請概要 送電設備立替工事（一時転用）
転用目的 送電設備立替工事用地（一時転用）
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため

申請地は**地内の農地です。東北電力の送電設備の立替工事に伴い、申請地を工事のための掘削土の保管用地として使用するものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

金井藤郎委員

整理番号1番ですが、3月24日に**さんと現地を井川推進委員と立ち合いまして、そこで**さんからお話を聞いたところによりますと、前々から少し雪とか雪庇の管理はしていたそうです。そこにきて今回**さんが銀行のほうから斡旋されまして、それでこの家屋を買うというかたちになったそうです。空き家だったものですから非常に雪とかで道路に面していて危ないということで、今回**さんが買うということで、確実に誰かが管理するということが明確になったということで、非常にいいことだと思います。あとは事務局の説明のとおりです。

今井渉委員

整理番号2番・3番ですが、3月17日に連絡を取り、3月19日現地確認、**さん、**さん、現地立ち合いということで、雪の上でしたけども、事務局の説明のとおり問題はないかと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番

について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、2番、3番関連がありますが、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号1番から3番まで異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今回は1件、11筆、3,978.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか10筆	合計 3,978㎡
	新地目	原野及び山林		
	申請人	*****		
	非農地の原因	いずれの土地も林野に隣接しており、20年前頃から耕作放棄となり、雑木・雑草繁茂の状態。土地ごとにも不整形・狭小であり、字**については農耕車両の通行困難。字**に至っては接道がない状況。字**の当該地手前の田にはイノシシと思しき動物が進入した形跡もみられた。以上から農地として復元し、継続して利用することは困難と認められる。		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番につきまして、申請のとおり確認の結果、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	154 件
	筆数	690 筆
	面積	526,656.11 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	4 筆
	面積	1,872.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、63ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
		合計	924 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
		合計	948 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

浅井守雄委員

整理番号1-3から1-10まで、*****、前回もお聞きしましたが、これはそれで解除条件付きという条件が付いておりますが、これを設定について、当該一般社団法人はこうしたものが今後も付くのか、どういったことで発生したのか、その辺少し詳しくお伺いしたいと思います。

事務局（松井事務局長）

解除条件付きの契約につきましては、*****さんが一般財団法人ということで、農地所有適格法人になられていないという状態が続く限りということになります。

浅井守雄委員

限りこれが付く、了解しました。

議長（上村会長）

よろしいですか。いわゆる一般財団法人というようなことで、今言ったようにそういう適用の範囲がそういう条件になっています。ご理解いただきたいと思います。

阿達正推進委員

52 ページのところに、*****というところは、だいぶいっぱい、契約だと40ぐらいの人と契約しているんですけど、どんな会社なのかということと、賃借権移転と使用賃借権移転というのがあって、その違いが長年やっているんですけど分からないので教えていただきたいと思います。

議長（上村会長）

株式会社の状況と、この使用賃借権、賃貸借権について。

事務局（松井事務局長）

*****さんにつきましては、1月に新しく農地所有適格法人になられまして、今回の賃貸借権の移転とか使用賃借権の移転、これは*****さん、そちらから移転を受けるということでして、*****さんのほうは規模を縮小されるということでございます。

賃貸借権移転についてはそこに記載のとおり賃借料のところにそれぞれ金額がございますので、これで契約をされているということになりますし、使用賃借権の移転のほうにつきましては、賃料なしの契約でございますので、賃料ゼロということで使用賃借のみの移転ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。*****につきましては、1月に新聞等々に代表が**、**歳というようなことで紹介をされておりました。また、賃貸借権、使用賃借権については、今事務局長が言いましたようなことですので、お分かりいただけたかと思います。

阿達さんよろしいでしょうか。

阿達正推進委員

はい。

議長（上村会長）

その他どうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは特にはないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

それでは、議案第6号魚沼市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてご説明をさせていただきます。

議案書の65ページからになりますけれども、実際の指針につきましては、66ページからになりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

最適化の推進に関する指針につきましては、令和3年の3月になりますけれども、1回中間の見直しということで行っております。今回は3月末で5年間の計画期間が終了するということで改定をさせていただき、新たに今後10年間の指針を国から示されております様式に沿って、文書等を追加・修正して策定をしております。なお、3月14日の幹事会で審議をいただいておりますので、主な変更箇所につきまして説明をさせていただきます。

最初に第1基本的な考え方のところでございますが、前段のほうは特に変わっておりません。変わっているのが3段目以降になります。変更内容につきましては、今後作成します地域計画、それから目標地図、そういったものに今後基づいて農地中間管理事業を活用しながら利用調整に取り組んでいくこととなっておりますので、そういった内容を中心に変更させていただいております。近年のところからになります。近年、米価の下落や農業者の高齢化、農業の担い手不足が問題となっており、各地域とそれらの解決に向けた対策を図ることが求められていることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。ということで、地域計画作成後につきましては、地域計画とそれから両輪となります農地中間管理事業を活用しながら利用調整を行っていくということになってまいります。

それから、次の段落を飛ばしまして5段落目になりますけれども、なおのところからになります。なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する新潟県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する魚沼市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。ということでござい

まして、市の基本構想に基づくものとして、農業委員会の長期的な目標ということになりますが、10年後に目指す農地の状況を示す指針というような位置付けになっております。ですので、今後は地域計画と目標地図で農地の利用調整を行っていくということになりますし、今後は農地中間管理事業を勧めて扱って、利用調整を進めていくということになっております。ですので、現在あいたいで貸し借りを行っております利用権の設定でございますが、こちらにつきましては令和6年度まで、あと2年間は経過期間として活用できますけども、その次の令和7年度になると、今度中間管理機構を経由した促進計画のほうに切り替わることになっておりますので、また随時情報提供させて頂きたいと思いますが、ご承知おきいただければと思います。

それから、次のページをご覧ください。第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法についてということでございます。こちらにつきましては、農業委員会の主要な業務であります遊休農地の発生防止・解消について、担い手への農地利用の集積・集約化について、それから新規参入の促進について、以上の3点について新たな目標、10年後の数値目標と推進方法について記載をしております。最初の1. 遊休農地の発生防止・解消についてでございますが、表の方になりますけども(A)の管内の農地面積につきましては、2020年の農林センサスの面積ということで3,780haとなっております。それから(B)の遊休農地につきましては、現在押さえておりますのは1.2haということになっております。これを3年後に半分の0.6ha、10年後にはゼロにするという、解消するというところで目標にしております。今後、更に現地の方を確認させていただいた中で、もうすでに荒廃して復旧できる見込みのないところにつきましては、非農地の手続きを進めたいと思いますし、まだ復旧できる見込みのあるところにつきましては、補助事業等を活用して復旧のほうを検討していきたいということで考えております。

それから、次のページになりますけども、2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。(1) 担い手への農地利用集積面積でございますが、(B)の集積面積につきましては、今までについては認定農業者の方の耕作面積を集計して、その面積を県に報告しておりましたけども、今回から市町村の担い手の集計面積に合わせるようにというようなことで、県から指導を受けております。そうしますと、今回からは認定農業者の方にプラスして市の方で押さえております基本構想水準到達者、到達者の方につきましては過去に認定農業者であった方等を載せているようでございますが、そういった方の面積、約250人いらっしゃいますけども、そういった方の面積もプラスして、集計した面積となっております。2月末現在の面積を集計しまして、合計しますと集積面積の合計が2,547ha、集積率で68.64%となっております。今までよりもこの分が増加した面積となっております。それから、一番下の欄が10年後、令和15年3月の目標面積となっております。こちらにつきましては、国の方が集積率で80%以上、それから県につきましては90%以上の集積率を目指すということにしているんですけども、市の基本構想の目標面積のほうは2,850haとなっておりますので、それに近い数値にしたいということで、今回につきましては国の集積面積の目標面積のほうになるんですが、80%を目標面積としまして3,024haとなっております。これも10年間で達成するには1年間の平均で約50haほどの目標面積を積み上げていくような形で達成できるのかなということでございますが、ある程度数字的には現実的な数値になっているのではないかと考えております。

下のほうの表でございます。こちらについては、担い手の育成・確保の目標ということでこちらのほうも市の基本構想をもとに作成しておりますが、また今後の参

考にしていただければと思います。

それから、また少し飛びますけども、70 ページのほうは3. 新規参入の促進についてということになっております。(1)の表のところが一応新規参入の目標でございます。左側のほうの欄がありますが、個人の新規参入者の目標としましては年間1人ということで10年間で10人。それから、右側の法人の新規参入者につきましては年間1法人程度ということで、なかなか毎年というわけにもいかないかというところもございますので、10年間で7法人程度という目標になっております。

それから、次のページになりますけれども、第3地域計画の目標を達成するための農業委員会の役割ということで、こちらの部分が新たに追加をされております。魚沼市において作成された地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、魚沼市農業委員会は次の役割を担っていく。1点目としまして、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。それから、農家への声掛け等による意向把握。地域計画で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング。農地中間管理事業の活用の働きかけ。最後が地域計画の定期的な見直しへの協力ということで、これも全部国の様式に則ってということになっております。最初のほうにあります農地の見守り活動、それから農家への声掛け等につきましては、皆さんから今までも実施していただいたということでございますので、また引き続き活動のほうお願いしたいと思っておりますし、その次からの地域計画、目標地図も素案作成も入ってまいりますけども、これらにつきましてはまた今後新たに始まる作業ということになりますので、また皆さんにご苦勞、またいろいろお願いすることも出てくるかと思いますが、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。指針の改定につきましては以上でございます。

議 長（上村会長）

この議案第6号について、いわゆる農地利用の最適化の推進に関する指針というように、向こう10年間の数値的な目標というようにございまして。いずれにせよ皆様方ご承知のとおり、国ではその人・農地プランから地域計画というように具体的なこの集約・集積等々の課題が明確に法定化されたというようにございまして。その辺の文言等々につきましては、国のこのむしろ、また法律的にはそういったことの中でのこの考え方の中に盛り込んだということでございまして、地域の中での10年後の目標というように今局長もお話しましたように、特に68ページの担い手の農地利用の集約・集積につきましては国は80%、また90%等々の非常に高い目標を出しておりますけれども、この部分につきましては、現実的な魚沼市の状況ということを見ながら80%というところでこの今後の目標としたというようにございまして。いずれにせよ法定化される中でのこの地域計画、またこの農地中間管理機構への農地の利用権設定への移行、これがどうも確実視されているというようにございまして。局長のほうから説明があったわけでございますけれども、本件につきまして質問・ご意見がありましたら、皆さん方から挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（特になし）

当面、この10年後の目標というようにこの指針を提案したわけですが、特に皆様方なければ、第6号議案この指針に関する提案につきましては、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

令和5年度農業委員会業務計画及び 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第7号令和5年度農業委員会業務計画及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

それでは、議案第7号につきまして説明させていただく前に若干ですけれども、昨年までは、まず今年度の活動の点検・評価ということでご説明させていただいておりましたけれども、令和4年度からにつきましては、3月分までの活動実績、これを取りまとめてからでない最終的な実績が出ないということでございますので、令和4年度の活動実績等につきましては3月で締めさせていただきます、4月で取りまとめをして、また皆さんから自己点検と評価をしていただく必要もありますので、そういったのを4月中にさせていただいて、5月の総会のほうで提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第7号ですが、令和5年度農業委員会業務計画及び令和5年度最適化活動の目標の設定等についてご説明させていただきます。

議案書の74ページからになりますのでご覧いただきたいと思っております。

最初に令和5年度の業務計画についてでございます。業務計画につきましても、変更があったところを中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、1.基本方針のところでございますが、前段の農業の情勢を書いたところにつきましては、昨年度と変わっておりません。変更部分につきましては、2段目の7行目のなお辺りからになります。昨年度につきましては、人・農地プランの実践に取り組むということで進んでまいりましたけれども、昨年5月ですかね、農業経営基盤強化法が改正されまして、ご存じの通り人・農地プランが法定化されて、地域計画の策定ということが必須となってまいりました。地域計画につきましては、市町村が主体で作成するんですけども、地域計画に付随します目標地図については市町村の要請を受けて農業委員会が素案を作成することになっております。その部分を変更させていただいております。なおの次からですが、なお、人・農地プランは農業経営基盤強化法に地域計画として法定化され、市町村が作成する地域計画の目標地図の素案を市町村の要請を受け農業委員会が作成することとなったため、農業者への意向把握など今まで以上に最適化活動に取り組んでいく必要があります。このところを変更させていただいております。今後目標地図の素案作成に向けてまた取り組んでいくこととなりますけれども、国のほうの考え方としましては、これからまた農家の意向把握、そういった部分でうちのタブレットを活用してほしいということなんですが、その意向把握用のためのアプリのほうはまだ用意ができていないということでございますので、そういった使えるようになる状況を見ながら、またタブレットのほう皆さんに操作方法等の研修会等やらせていただきたいと思いますので、またご協力のほうお願いしたいと思います。

それから、次の2.事業方針のところでございますが、こちらも地域計画に関連し

て追加したところがございますが、(2) 農地等利用の最適化の推進のところ、この次に括弧書きで地域計画の目標地図の素案の作成ということで追加をさせていただいております。他の5項目につきましては、特に変更ございませんので、引き続きまた取り組んでいくということでございます。

それから、次の3. 事業計画のところでございますが、こちらにつきましても地域計画の関係で変更させていただいておりますが、(2)の②のところでございますが、こちら今年度は実質化した人・農地プランの実践に向けた取り組みということになっておりましたけども、来年度からは地域計画の目標地図の素案の作成に向けた取り組みということで変更させていただいております。次のアのところも同じく地域計画の目標地図の素案の作成に向けた話し合いへの積極的な参画ということで、このところを変更させていただいております。以上が地域計画に関連して変更させていただいたところでございます。

それから次のページ、(5) 情報活動の推進のウの農業委員会だよりの発行のところになりますけども、農業委員会だよりにつきましては、今年までは年3回の発行を行うということで広報部会、皆さんからご協力いただいて、今年度も3回発行させていただいたところでございますが、市のほうの予算の部分ということで査定を受けまして、農業委員会だよりにつきましては、予算のほうは1回分査定を受けてしまいましたので、来年度につきましては2回の発行とさせていただいております。皆様、広報部会さんを中心に一生懸命情報を、広報誌の発行をしていただいた中で大変申し訳ございませんが、ご理解のほうをお願いしたいと思います。事業計画の変更部分につきましては、以上でございます。

それから引き続きまして、令和5年度の最適化活動の目標の設定等についてです。77ページからになりますけども、こちらにつきましては昨年の2月に国のガイドライン通知が発出されたということで、毎年最適化活動の目標の設定等について作成して公表しなさいということになっております。本日の総会のほうで決定いただきましたら、農業会議の承認を受けて修正があれば修正して、最終案を4月の総会のほうに提案をさせていただきたいということで予定をしております。その後はホームページのほうに掲載をする予定となっております。

最初に農業委員会の状況についてでございます。1 農業委員会の現在の体制については特に変更はございません。それから、2 農家・農地等の概要のところでございますが、一番右側の表になりますけども、認定農業者等の数に変更となっております。先ほども申し上げましたが、今回から市の担い手の数に合わせた経営体数となっております。認定農業者が277人、基本構想の水準到達者が254人、認定新規就農者が6人、それから農業参入法人が33経営体ということで合わせて570となっております。こちらが変更となっております。

それから、次のページになりますけども、来年度の最適化活動の目標となっております。1 最適化活動の成果目標につきましては、(1) 農地の集積と(2) 遊休農地の解消、それから(3) 新規参入の促進の3点になっておまして、最初の(1) 農地の集積の関係でございますが、これも先ほど指針のところでも申し上げたとおりでございますが、①現状及び課題のところを見ていただきますと(B)のこれまでの集積面積が2,547ha、それから集積率で67.4%となっております。②目標が来年度の目標となりまして、これも昨年度10年後の目標面積を3,024haとさせていただいて、集積率を80ということにさせていただいております。それに基づきまして10年間で達成するということになりますので、10で割った数字が2番目のところになりますけども、今年度の新規集積面積47.7ha。これが、単年度一年間の目標集積面積となっております。これを先ほどの実績面積にプラスしまして、今年度

末の集積面積としましては2,594.7ha。集積率で68.6%となっております。それから、(2)遊休農地の解消につきましては、先ほどと同じになりますけども、解消を進めて、10年後にはゼロにしたいということでございます。それから、(3)新規参入の促進についてでございますが、①現状及び課題のところは令和3年度までは去年のとおりでございますが、令和4年度につきましては、新規参入者ということで1経営体となっております。田戸に国道沿いに事務所がありますけども、魚沼めぐりさんが去年新たに農地を買って農業経営を始められたということで一席に挙げさせていただいています。それから、②目標につきましては、新規参入者の貸し付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ということでございますが、こちらにつきましては過去3年間、令和元年度から令和3年度までの3年間の農地の権利の移動面積の平均ということになっておりまして、平均が386haになりますので、この1割以上を目標としなさいということになっております。そういったことで、同意を得る目標面積におきましては1割の38.6haとなっております。

次に2最適化活動の活動目標についてです。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、こちらにつきましては今年度と同じ日数ということで月8日にさせていただいておりますので、変更はございません。また引き続き農地の見守り活動などの日常活動を全て記録簿のほうに記載をお願いしたいと思います。それから、(2)活動強化月間の設定目標につきましても、今年度と特に変わっておりません。田植え後の農地パトロールの実施、それから冬期間の農地集積の推進活動の実施ということで挙げさせていただいております。それから、(3)新規参入相談会への参加目標についても特に変更はございません。農業会議が開催します新規就農相談会のほうに1回以上参加することが取り決められておりますので、今年度も12月の相談会のほうに上村会長から出席いただきましたけども、また時期になりましたら、来年度もまた農閑期の12月頃相談会のほうに参加できればと考えておりますので、また時期になりましたらご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5年度の事業計画、それから目標設定につきまして変更部分ということで説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

第7号議案の令和5年度業務計画と活動計画というようなことでお話がありました。残りにつきましては、魚沼市農業委員会のこの活動の計画というようなところでございます。事業方針の中でも基本的には従来と変わらないというようなところもあるんですけども、何はともあれ前段の第6号議案のほうにありましたように、人・農地プランから基盤強化法が改正される中での地域計画の法定化、またこれに伴う地域計画の目標地図の素案作りというようなことで、ここがやはりこれから出てくる活動の中での業務という形のウエイトが確認しうるところだと思っております。なかなかこの地域計画の目標地図を作成するといっても、一言ではなかなか進められません。いずれにせよ関係機関、または当然農業者との中でこの地域の話し合いを経た中でやはり進めていく形になりますので、単年目標もありますけれども、令和7年度までの目標という形になろうかと思いますが、また継続されるかと思いますが、この辺が活動のポイントというようなところではないかなと思っております。また数字・目標設定等々につきましては、今局長からお話がありましたように、現状数字をとら巻いて数値を算出したということでございますが、この

新規参入というのも最近農業新聞等々見てみますと、福山新田辺りでもやはりこの協力隊の方々が農業を始めようというような情報も入ってくるようなことでございますが、この新規参入をいかに地域の中で活動を継続されていくところもやはり農業委員会としてもどういうふうにして携わっていくかが、またポイントになるのではないかと考えております。

第7号議案につきまして皆様方、内容につきまして質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

議 長（上村会長）

それでは、議案第7号令和5年度農業委員会業務計画及び令和5年度最適化活動の目標の設定等につきましては提案のとおり、決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（松井事務局長）

- ・最適化活動の実施状況の点検・評価について
- ・農業経営基盤強化法の改正について

議長（上村会長）

そうしましたら、本日の提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。これを持ちまして審議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

（時刻は 16 時 50 分）

上記会議の内容は、令和 4 年度第 12 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
